

虐待防止のための指針

制定 令和5年12月1日

(虐待防止に関する基本方針)

第1条 当組合では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わないこととする。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会の基本方針)

第2条 虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。

(1) 虐待防止検討委員会メンバーは次のとおりとする。

役割	担当者
統括責任者	経済部長
統括	ふれあい福祉課長
運営実務	ふれあい福祉課職員
運営事務	ふれあい福祉課職員
委員	介護支援専門員
委員	生活相談員
委員	サービス提供責任者
委員	福祉用具専門相談員
委員	看護職員
委員	介護職員

(2) 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないこととする。

(3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

(4) 虐待防止検討委員会が必要な都度、統括責任者が招集する。

(5) 虐待防止検討委員会は、次のような内容について協議する。

- ① 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ② 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通知が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

(1) 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ① 高齢者の虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 高齢者権利擁護事業／成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 発生した場合の改善策

(2) 研修会は年1回以上行い、新規採用時に必ず虐待防止のための研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し電磁的記録等により保存する。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

(1) また緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の

権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条 職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、担当者に報告する。
虐待等が担当者本人であった場合は他の上席者等に相談をする。

- (1) 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行ったものの権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じて関係者から事実を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理する。
- (2) 事実の確認の結果、虐待等の事情が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (3) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (5) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (2) 対応の流れは、上述の「第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する

事項」に依るものとする。

(3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、ホームページに公表し、閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9条 第3条に定める研修のほか、各地区社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

第10条 この指針の改廃は、代表理事組合長の決定による。

附則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。